

## 横浜型地域包括ケアシステムプロモーション戦略の策定及び実施支援業務委託 提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

### 2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は414点とします。

### 3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容」及び「本業務の実施体制」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

### 4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

### 5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、S、A、B、Cの4段階評価を行います。評点は各S=7点、A=5点、B=3点、C=0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がSであれば評価点は  $7点 \times 2 = 14点$

評価がAであれば評価点は  $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は  $3点 \times 2 = 6点$

評価がCであれば評価点は  $0点 \times 2 = 0点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は2,484点、基準点は1,491点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

評価項目		評価の着目点	評価				採点			
			S(7点)	A(5点)	B(3点)	C(0点)	評価	比率	評点	配点
法人の業務実績		行政と民間企業等との連携による広報業務の実績 (過去5年間・平成26年度以降)	優れている	やや優れている	十分である	劣っている		×2		14点
		ウェブサイトの制作等に関する業務の実績 (過去5年間・平成26年度以降)	優れている	やや優れている	十分である	劣っている		×2		14点
本業務の実施体制		プロジェクト管理者における業務の実績 (過去5年間・平成26年度以降)	優れている	やや優れている	十分である	劣っている		×2		14点
		プロジェクト管理者以外の作業担当者における業務の実績 (過去5年間・平成26年度以降)	優れている	やや優れている	十分である	劣っている		×2		14点
提案内容	スケジュール	打合せ等も含めた具体的かつ無理のないスケジュールとなっているか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×3		21点
	ウェブサイトの制作	ウェブサイト全体の構成及び掲載内容、期待する効果が、優れているか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×7		49点
	民間企業等との連携によるアクションプランの実施	「ヨコハマオトナグラフィティ」の企画案が、優れているか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×7		49点
		メディアプロモートの実施方法が具体的かつ実行可能なものとなっているか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×7		49点
	効果測定指標の調査及び各施策の検証	設定内容が適しており、かつ調査手法が実行可能なものとなっているか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×5		35点
	業務実施背景の理解度	横浜型地域包括ケア広報・啓発戦略をふまえた提案となっているか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×4		28点
		横浜型地域包括ケアシステムの広報・啓発の目的を達成するための提案となっているか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×5		35点
		ポジティブ・エイジングの考え方を普及させるための価値転換プロモーションについて理解し、適切なコミュニケーションが期待できるか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×5		35点
	取組意欲	本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×3		21点
		人員体制や資料作成能力等の業務遂行能力があるか	優れている	やや優れている	妥当である	劣っている		×3		21点
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算			該当している	該当していない		×1		3点	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満の場合のみ加算			該当している	該当していない		×1		3点	
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定			該当している	該当していない		×1		3点	
	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している			該当している	該当していない		×1		3点	
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)			該当している	該当していない		×1		3点	
合計									414点	